



うめ

# 梶 税務経営ニクス



編集 発行人  
**梶 義明**  
 税理士  
**梶 久男**  
 税理士

〒933-0849  
 高岡市横田本町10-7  
 ダイキビル2F  
 TEL 0766(25)7722(代)  
 FAX 0766(25)7723  
<http://kaji.zei-mu.jp>

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	15
木	2	16
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

## 2月の税務と労務

- 国 税** / 平成17年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日  
 (還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 2月28日
- 地方税** / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

### ワンポイント 地方税の不均一課税

合併する市町村間の市町村税の税率が異なっている場合に、合併後直ちに同一の税率で課税することがかえって住民の負担にとって不均衡が生じると考えられるときに、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り不均一の課税をすることができる制度。平成の大合併で、不均一課税を採用する市町村が増えています。

## 確定申告のポイント

# 国民年金等の 支払証明書に

# 注意

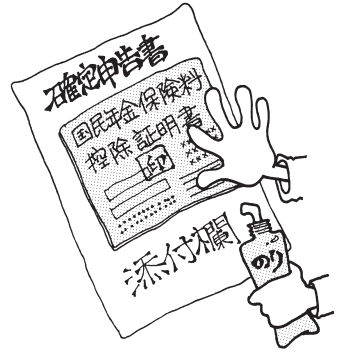
本年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告については既に一月から始まっていますが、納付額がある人については二月十六日から受付となります。

以下、平成十七年分の確定申告のポイントを整理してみます。

### 1 確定申告の対象者

確定申告の対象者は、大きく二つのグループに区別できます。

一つは確定申告が法律的に義務付けられている人、もう一つは義務はありませんが、申告することにより、所得税の還付を受けられる人です。



**確定申告をしなればならない人（主な例）**

個人で事業を行っており納税額がある  
不動産収入がある人で納税額がある  
給与が年間二、〇〇〇万円を超える  
二か所以上から給与をもらっ

ている

同族会社の役員で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている

平成十七年中に土地等の譲渡があった  
給与所得者で給与以外の所得が二〇万円を超える

**所得税の還付を受けられるケース**

雑損控除を受ける  
医療費控除を受ける  
寄付金控除を受ける  
配当控除を受ける  
住宅ローン控除を受ける

### 2 平成十七年分の留意点

#### (1) 老年者控除の廃止

平成十七年分から、六五歳以上で、合計所得金額が一千万円以下の者に対して五〇万円を控除する老年者控除が廃止されています。

#### (2) 国民年金等の支払証明書の添付が必要に

従来、社会保険料については、

証明書の添付または提示が不要とされてきましたが、十七年分より社会保険料のうち国民年金保険料等（国民年金基金の掛金を含む）について、社会保険料控除を受けようとする場合には、これらの証明書を添付または提示することになりました。

#### (3) 住宅借入金等特別控除

適用対象となる中古住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準またはこれらに準ずるものに適合する一定の中古住宅が追加されています。

#### (4) 寄付金控除

寄付金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の三〇％相当額（改正前二五％）に引き上げられています。

#### (5) 定率減税の継続

平成十一年以降の各年分の所得税額について二〇％相当額（二五万円が限度）が減税となる措置が十七年分も適用されます。

なお、平成十八年分は減税額が半分の一〇％相当額（一二万五千円が限度）となるように決まっています。

所得税額速算表

課税総所得金額( A )		税率 ( B )	控除額( C )	税額 = ( A )×( B ) - ( C )
超	以下			
3,300,000円以下		10%	-	( A )× 10%
3,300,000円	9,000,000円	20%	330,000円	( A )× 20% - 330,000円
9,000,000円	18,000,000円	30%	1,230,000円	( A )× 30% - 1,230,000円
18,000,000円超		37%	2,490,000円	( A )× 37% - 2,490,000円

住民税額速算表( 所得割 )

課税所得金額		税率	控除額
超	以下		
- 万円	200 万円	5 %	- 万円
200	700	10	10
700	-	13	31

確定申告書チェック表

( 平成17年分用 )

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄付金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人(昭和58.1.2～平成2.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	(1)寡婦 死別・離婚……扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 死別……合計所得金額が500万円以下。 特別の寡婦……扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下。
税額から差し引かれる金額	配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除金額は、最高38万円です。
	配当控除	対象となる配当所得は、利益の配当・剰余金分配等です。
		控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
住宅ローン控除	申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。	
	添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 請負契約書又は売買契約書の写し 住民票 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 昭和56年以前の中古住宅(17年4月以後取得分に限る)は、耐震基準を満たしたことの証明書 (2)増改築をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認の通知書の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」	
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く。

## 共有地の分割

**Q** 私と姉は、相続により取得した土地（更地で200㎡）を各2分の1ずつの持分で共有しています。この度、姉はこの持分をある会社に売却するというので、相続した土地を2筆に分割し、分割後の土地をそれぞれ単独所有にしたいと考えています。

角地になるA地を姉が、残りのB地を私が取得しようと考えていますが、角地であるA地の方が価値が高いと思われますので、実際には、A地90㎡を姉の名義に、B地110㎡を私名義にするつもりです（A地とB地は同価値）。このような分割をした場合、譲渡所得税がかかってしまうのでしょうか？

**A** 分割の面積に関係なく、分割後のそれぞれの土地の価額の割合が、客観的にみて共有持分の割合に等しいものであれば、その分割による土地の譲渡は

なかったものとされ、譲渡所得税は課税されません。

**【解説】** 共有物の持分権は、一の所有権について区画された持分を示すものではなく、相互にその所有権全体に及ぶものと考えられます。

したがって、2以上の者が共有している一の資産をそれぞれの持分にしたがって分割した場合には、各共有者の持分の交換による移転があったものと考えられます。

しかし、共有関係にある一の資産を現物で分割するということは、その資産の全体に及んでいた共有持分権が、その資産の一部に集約されただけに過ぎず、資産の譲渡による収入の実現があったといえるだけの経済的実態は備わっていないと考えられます。

そこで、個人が他の者と資産を共有している場合において、その共有に係る一つの資産についてその持分に応ずる現物分割があったときは、その分割による資産の譲渡（持分の交換）はなかったものとして取り扱われ、譲渡所得税は課税されません。

## 自動販売機の設置場所で消費税額が変わる？

商店や会社が、所有地内の空いたスペースにジュースなどの自動販売機を置くということは珍しくありません。ところで、この自動販売機をどこに置くかによって、消費税額が変わることがあるのをご存知でしたでしょうか？

簡易課税適用事業者が、店先やピルのエントランスなどに自動販売機を設置し、飲料を販売する場合には、購入者が事業者であれば第一種事業（卸売業）に、購入者が消費者であ

れば第二種事業（小売業）に区分されることとなります（実務上は、購入者を明確に区分することは困難なので第二種事業と処理されるものと思われま）。

ただし、食堂などに設置された自動販売機による飲料の販売は「飲食店業」の売上として第四種事業に区分されます。つまり、食堂の中で購入した飲み物は食堂の中で飲まれるため、食堂が行う料理等の提供と何ら変わらないという解釈なのです。

### 税金 メモ

## 役員報酬の遡及増額改訂の場合における原則と例外

業績の回復等により、遡及的に役員報酬を増額改訂して一括支給した場合には、たとえその支給額が、株主総会の決議で定められた報酬限度額以下であっても原則としてその増額部分は役員賞与とされ、損金算入されません。これは、予定された基準に基づく規則的・定期的な給与ではないことや利益処分的性格が強いと考えられること

と等の理由によるものです。

しかし、次の要件をいずれも満たしている場合には、例外的に遡及増額改訂による一括支給額が役員報酬として取り扱われます。

その決議が定時に開催される株主総会でなされていること  
増額改訂がその決議の日の属する事業年度開始の日以後に行われることとなっていること